



入学説明会



茨木市立太田中学校

〒567-0017 大阪府茨木市花園一丁目6番10号

Tel 072-641-2557

Fax 072-641-3924

<http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/ohda-j/index.htm>

e-mail ibjh14@educ.city.ibaraki.osaka.jp



茨木市立太田中学校 校歌

作詞 米谷之宏
作曲 落合一

一. 深みどり 豊かな大地

刻まれし 古代の遺跡

故郷(ふるさと)の 誇りたたえて

学び舎(や)に 育つ若人

今、われら 明日を求めて

磨き合う 自律と正義

二. 空明けて あふれる光

羽ばたける 雄々しき姿

胸張りて 大地踏みしめ

逞(たくま)しく 挑(いど)む若人

今、われら 明日をめざして

鍛(きた)え合う 心と体

三. 日々新た 世紀の使命

大きな輪 未来を拓(ひらく)

文化の灯 教訓(おしえ)受け継(つ)ぎ

望む夢 励む若人

今、われら 明日の担(にな)い手

深め合う 英知と愛を

われらが健児 いぎ集(つど)え

太田中学 ここにあり



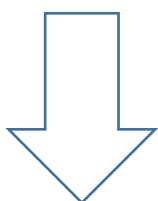
1. 学校案内

(1) 教育目標 (令和3年度)

「支えあい、学びあい、高めあう 太田中」

(2) 学校努力目標 (令和3年度)

自律し、正しくたくましく生きる生徒の育成



知徳体の調和のとれた、
あたりまえのことがあたりまえに
できる、生徒を育成しよう。

- ・ 人権教育
- ・ 集団づくり
- ・ 生活指導
- ・ 地域理解

(3) 学校の沿革

昭和60年	4月	1日	茨木市内14番目の中学校として開校、4月8日開校式及び入学式を挙げる 第一期生(2年生221名:三島中、北中より) 第二期生(1年生269名:太田小、西河原小より)
昭和60年	6月	8日	P T A設立総会を開催する
昭和60年	6月	19日	校旗を制定する
昭和60年	6月	25日	プール竣工式(この日を学校創立記念日とする)
昭和61年	3月	15日	校歌制定発表会を開催する
昭和62年	3月	14日	第一回卒業証書授与式を挙げる
平成6年	10月	29日	創立10周年記念式典を挙げる
平成21年	11月	7日	創立25周年記念式典を挙げる
令和元年	4月	7日	茨木市教育センター「支援教育研究協力校」指定(1年目)
令和2年	4月	7日	茨木市教育センター「支援教育研究協力校」指定(2年目)
令和2年	4月	7日	制服検討委員会を立ち上げる
令和3年	6月	1日	「G I G Aスクール構想」学習者用1人1台タブレット貸与
令和3年	3月	31日	茨木市支援教育研究協力校の指定終了する
令和3年	4月	7日	茨木市教育センター「情報化推進校」指定(1年目)
令和4年	4月	1日	制服を「ブレザー」に変更し着用開始予定(移行期間含む)

*令和4年度 入学生は第39期生となります。

(4) 次年度生徒予定数 (令和4年度予定)

	男子	女子	計	学級数
一年生	54	69	123	4
二年生	78	69	147	4
三年生	73	73	146	4
計	209	221	430	12

(5) 教育課程

① 教科および週あたり時間 (令和3年度 1年生)

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	合計
週時数	4.0	3.0	4.0	3.0	1.3	1.3	3.0	2.0	4.0	1.0	1.0	1.4	1.0	30

<1年生 時間割の例> (令和3年度)

【前期】

	月	火	水	木	金
1	1	6	12	16	22
2	2	7	13	17	23
3	3	8	14	18	24
4	4	9	15	19	25
5	5	10	補	20	26
6	特	11	道	21	総

【後期】

	月	火	水	木	金
1	1	6	12	16	22
2	2	7	13	17	23
3	3	8	14	18	24
4	4	9	15	19	25
5	5	10	補	20	26
6	特	11	道	21	総

特：特活 道：道徳 総：総合 補：補填の時間 (欠けた時間の補填)

② 日課表

予鈴	8:25	中間テスト、期末テスト、 その他教育課程の変更等 により、時程が変更数する 場合があります。
MT (朝礼・朝読)	8:30～8:45	
1	8:50～9:40	
2	9:50～10:40	
3	10:50～11:40	
4	11:50～12:40	
昼食	12:40～	
予鈴	13:20	
5	13:25～14:15	
6	14:25～15:15	
ST (終礼)	15:20～15:30	
清掃活動		
一般門限	16:30	

(6) 部活動 (令和4年度 予定)

【運動部】 陸上部 サッカー部 野球部 水泳部 卓球部
女子バレーボール部 男子ソフトテニス部 女子ソフトテニス部

【文化部】 吹奏楽部

※ 部活動について

太田中学校の部活動は、学年・クラスを超え、目標や課題に向かって活動することで、その達成感や課題解決能力等中学生の成長にとって大きな意義があると考えています。部活動顧問は、教育課程外の活動で、本来業務ではなく専門外の教員が顧問を受け持つ場合もあります。活動に対する過度なご要望等お控えいただくとともに指導内容についてもご理解とご協力をお願いいたします。また、現在活動中の部活動についても、教員の転勤等で存続が出来ない等、廃部になることがあります。新設についても、生徒数の減少に伴う教員数の減少により現状困難です。以上の点、ご理解とご了承のほどお願いいたします。

2、太田中学校 生活のきまり

(1) 服装

○制服

冬季上着 (春、秋、冬) 黒色詰襟の標準学生服・ブレザー

紺色セーラー服に青色襟カバー (指定)

夏季上着 (夏) 白色半袖シャツ (カッター・開襟) 白色半袖ポロシャツ
白色半袖セーラー服 (指定)

ズボン 黒色の標準学生ズボン チェックスラックス ベルト・派手でないもの
スカート・紺色スカート チェックスカート (指定) *いずれも変形服は、認めない。

○靴下… 派手なものや飾り (リボンなど) がついたものは不可。

※式 (入学式、卒業式等) では、白または黒・紺を基調としたものとする。

○靴 … 体育の授業に適したスポーツシューズが基本とする。(色は自由)

○鞄 … 通学に適したものとする。

○名札… 入学時に一斉配布。校内で着用。学校徴収金より支出。紛失時は個別購入。

※令和4年度は1個 280円 (予定)

○冬季の防寒服

① 登下校時の屋外防寒着は華美でないもの。

② セーラー服については、無地の黒・紺・灰色カーディガンを保温着として認める。

③ 手袋、マフラー、ネックウォーマーは、登下校時の使用を認める。

(マフラーは平成15年度、防寒着については平成17年度生徒会の取り組みによる)

(2) 頭髪について

① 染髪や脱色、パーマ、つけ毛 (含エクステンション)、整髪料の使用、特異な髪形 (編み込み、ツープロック) は指導の対象となり、ルールに合った改善を求めます。

② 髪留めはゴムのみで飾りのないもの (※色は黒、紺、茶)。

(3) 登下校について

- ① 登下校には、制服の着用を原則とする。
- ② 通学は、徒歩を原則とし正規の通学路を通行すること。
※学校前の農道は私道⇒土地所有者の好意で通行させていただいているため感謝かつ失礼のないように。
- ③ 登校後は、無断で校外へ出ない。※外出する必要がある場合、教職員に相談すること。
遅刻の場合は、職員室で「遅刻登校証」を受け取ってから教室へ行くこと。
- ④ 下校時刻を守り、途中道草をしたり、買い食いをしたりしない。

(4) 所持品

- ① 学習に直接関係のないもの※1は、学校に持ってこないこと。
※1携帯電話（スマートフォン）、携帯音楽プレーヤー、ゲーム類、雑誌や漫画本、遊具や玩具、おやつとみなされるもの)
上記は、没収⇒本人反省⇒保護者連絡⇒保護者来校のうえ返却。となります。
- ② 不用なお金は、持ってこないこと。
- ③ 物品の売買や貸し借りをしないこと。
- ④ 持ち物には、必ず学年・学級・氏名等を書くこと。

※携帯・スマホは、契約をする際に保護者の責任の下、フィルタリングの設定等をお願いします。生活の乱れやネット依存、ゲーム課金や不正アクセス・不特定多数との交流など様々なトラブルの元にならない様、定期的なルールの見直しをしてご契約するようにしてください。

(5) 門限

- | | |
|----------|----------|
| 一般門限時刻 | 午後4時30分 |
| 部活動の門限時刻 | 顧問の指示による |
- ※ 年間通じて、水曜日が全校一斉退校日 午後5時完全下校

(6) その他の一般心得

- ① チャイムの鳴り始めで教室着席。
- ② 友人の家へ外泊しない。
- ③ 外出する時は家族に行き先・帰宅時間をしっかり告げる。
- ④ 公共の施設を利用するときはルール、マナーを守る。
- ⑤ 交通ルールを守って登下校。
- ⑥ 鉄道学割等証明書の必要な場合は、1週間前に申し出ること。(学割交付願)
- ⑦ 他校に行ったり、他校生徒を呼ぶことのないように(含 小学校や高校)
- ⑧ 先生や来客に対して、丁寧な言葉づかいや挨拶を心がけること。
- ⑨ アクセサリー類(含ミサンガ)、マニキュア、ピアス、口紅、化粧等の禁止。

(7) 自転車賠償責任保険の加入について

大阪府自転車条例の制定に伴い、未成年の自転車保険の加入が保護者の責任において義務付けられております。本校での部活動・学校行事等で使用の可能性がありますので、ご家庭にて加入をお済ませください。

3. 保健

(1) 保健室について

保健室は

- ・からだの成長のようすを知るところ
- ・病気やけがの応急手当をすること
- ・からだやこころのことで心配なことや困ったことを相談すること

保健室は子どもたちが健康で楽しい学校生活を送れるように一緒に考えるところです。

① 学校で体調を崩したとき

- ・症状などについて話を聴き、体温・脈拍・顔色・睡眠・食事・排便・前日の様子などから授業が受けられるかどうかを判断します。
- ・授業を受けることができる場合は、教室で教科担任が経過を観察します。
- ・一時的な休養で回復が見込める場合は、保健室で安静にし、経過を観察します。
- ・発熱や休養しても回復が見込めない場合は、早退します。保護者の方に連絡しますので可能な限り、お迎えをお願いします。

***ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時は、風邪症状による体調不良については休養せず早退とします。**

※保健室での内服薬の投与は、一切行えません。

② 学校でけがをしたとき

保健室では、原則その日に学校で起きたケガについての応急手当のみを行います。家でのケガや継続した手当は行えませんのでご了承ください。早急に医療機関の受診が必要な場合は、保護者の方へ確認してから病院へ搬送します。かかりつけの医療機関があればそちらを優先します。

《病院へ搬送する場合・・・》

- ・診療内容について保護者の方と一緒に説明を受けることが望ましいので、可能な限り保護者同伴をお願いします。検査によっては、保護者の方の許可がないと受けられない場合もあります。
- ・診療費用につきましては、当日中にお支払いが必要ですので、お手数ですが保険証、医療証を持って病院へお支払いに行ってくださいようお願いいたします。（日本スポーツ振興センターの給付対象のケガについては、後日手続き後、給付金が支払われます。）

※ 早退や病院受診が必要な場合は保護者の方に連絡をしますので、普段と緊急の連絡先が違う場合はお子様に伝えておいて下さい。また、勤務先や緊急時の連絡先が変更になった場合は速やかに担任までお知らせ下さい。

お子様の成長とこころとからだの健康を願い、一緒に考えていきたいと思っております。何か気になることがありましたら、養護教諭までご連絡下さい。

(2) 出席停止について

学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として定められた病気があります。それらの病気にかかった場合は、「出席停止」になります。「出席停止」は欠席の扱いにはなりません。医師から「学校感染症」と診断された場合は、担任までご連絡下さい。

【主な学校感染症と出席停止期間】

《 感染症名 》	《 出席停止期間 》
インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

- ※ 医師から登校許可があるまで自宅で療養してください。医師の許可を受けて「登校届」に保護者の方が記入して提出して下さい。医師の診断書や証明書は必要ありません。
- ※ その他…新型コロナウイルス感染症への対応については、茨木市教育委員会と保健所の対応や指示を受け、出席停止等の措置等のご対応にご協力いただくことがあります。

(3) 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、学校管理下での災害(けがなど)について、給付金を支払う日本スポーツ振興センターの制度です。加入手続きは、入学当初に同意書を提出し、共済掛金を支払うことで行います。(1年時加入者は、在学期間中継続加入となります。)

- ・学校管理下とは、生徒が登校してから下校するまでの間のことです。(休日の部活動なども含まれます。)
- ・学校管理下における災害(けがなど)で医療機関を受診した場合は、災害給付金の請求手続きを行いますので、担任か部活動顧問、養護教諭までお知らせ下さい。
- ・災害給付の対象は、初診から治癒までの**保険診療のうち**、診療点数の合計が**500点以上**です。医療証等を使用した場合は、別途ご連絡ください。

※小学校在学中のケガにつきましては、**3月分までの書類(医療等の状況など)は小学校へ**診療が中学生になっても継続している場合は、**4月分以降を中学校で**手続きしますので、提出先を間違わないようにご確認ください。

4. 学校指定品の取り扱い(令和4年度 予定)

(1) 制服関係

<販売協力店 富士サービス>

- ・学生服(上下) ・長袖ニットポロシャツ(本校指定)
- ・半袖ポロシャツ(夏用・本校指定) ・ズボン・スカート
- ・学生服ボタン
- ・校内履き用スリッパ

<販売協力店 清田商店>

- ・学制服(上下) ・長袖ニットポロシャツ(本校指定)
- ・半袖ポロシャツ(夏用・本校指定) ・ズボン・スカート

(2) 体育用品

<販売協力店 富士サービス>

- ・体操服冬用(上) ・体操服冬用(下)
- ・体操服夏用半袖シャツ ・ハーフパンツ
- ・体育館シューズ ・シューズ袋

(3) 斡旋販売物品(入学後時期に応じて案内を配布します。)

◆体育関係

<販売協力店 富士サービス>

- ・水着
- ・水泳帽子

<販売協力店 フジスポーツ>

- ・柔道着

◆販売協力店

店舗名	住所	電話番号
富士サービス	茨木市永代町5-116 ソシオいばらきI	072-622-3317
清田商店	茨木市元町7-7	072-622-2109
フジスポーツ	茨木市別院町3-26	072-624-5101

※いずれの品も同等品(型・色等同じ)であれば協力店以外の店舗で購入していただいても可。

7.入学式・始業式について

- (1) 日 時 令和4年4月8日(金)
午前8時30分集合(午前9時開式)
- (2) 場 所 茨木市立太田中学校 体育館
- (3) 持ち物 上履き・体育館シューズ・筆記用具
かばん、袋等(教科書・各種書類の持ち帰り用)
※参列される保護者の方は、上履き持参をお願いします。
- (4) 服装等 入学式・始業式は制服を着用してください
教科書は入学式後に教室にて配布します。
入学式、始業式の日は午前中で終了です。お弁当は不要です。

8.その他(お願い)

不審者対策として保護者の方が来校される際は名札着用をお願いしています。名札用紙は入学後、学校より配布させていただきます。名札ケースは小学校でお使いの物をご使用下さい。入学後に吊し名札購入希望用紙を配布させていただきますので、必要であればご購入ください。1つ140円です。よろしく願いいたします。

地震発生・気象警報発令時の緊急措置について

地震発生時の措置
(1) 大地震（震度5弱以上）が発生した場合
① 始業前・・・・・・・・臨時休業
③ 授業中・・・・・・・・授業中止（状況により学校待機、または集団下校の措置）
④ 放課後・・・・・・・・翌日臨時休業
(2) 震度5弱未満の地震が発生した場合
学校園設備の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断するので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>
※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

気象警報発令時の措置
「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとる。 （「大雨警報」・「大雨・洪水警報」等の警報が発令された場合は、通常どおり登校する。
(1) 午前7時の時点で警報発令の場合・・・・・・・・自宅待機
(2) 午前9時までに警報解除の場合・・・・・・・・解除された時点で登校
(3) 午前9時に警報が解除されていない場合・・・・・・・・臨時休校
※ 登校後に「暴風警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校する。

「特別警報」が発令された場合についても、上記と同じ措置をとる。

太田中学校 通学区域マップ

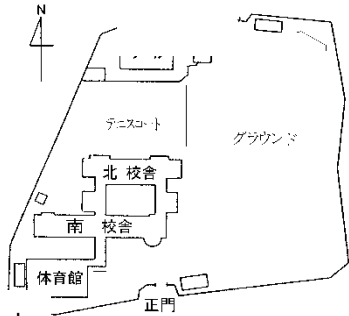


(国土交通省国土地理院発行地図より改訂)

【通学区域】

太田一丁目～三丁目 花園一丁目・二丁目 高田町 十日市町3番 太田東芝町
 東太田二丁目～四丁目 東太田一丁目 4～6番 (但し5番 101～822号は除く)
 西太田町 (但し34番 2・5号は除く) 西河原北町 五日市一丁目 1・2番 城の前町
 西河原三丁目 南耳原一丁目 1番 南耳原二丁目 1～6番

茨木市立太田中学校教室配置図



テニスコート↑

北棟

プール↑

北棟 西階段	4 F	便所	普通教室	普通教室	図書準備室	学校図書館			北棟 東階段	放送室
	3 F	便所	普通教室	普通教室	普通教室	普通教室				
	2 F	学習室 1	学習室 2	便所	普通教室	普通教室	普通教室	普通教室		
	1 F	科学室		便所	相談室	すぎのこ学級④	すぎのこ学級⑤	すぎのこ学級⑥		

2階・3階渡り廊下

2階・3階渡り廊下

南棟

南棟 西階段	4 F	学習室	美術準備室	美術室	便所	南棟 中央階段	理科準備室	理科室	音楽準備室	音楽室	便所	南棟 東階段	4 F		
	3 F	普通教室	普通教室	普通教室	便所		調理準備室	調理室	被服準備室	被服室	便所		3 F		
	2 F	普通教室	視聴覚室	情報処理室	便所		事務室	職員室		校長室	会議室		職員更衣室	職員便所	2 F
	1 F	配膳室	すぎのこ学級③	すぎのこ学級①②			便所	金工木工準備室	金工木工室	職員更衣室	校務員室		保健室	玄関	1 F

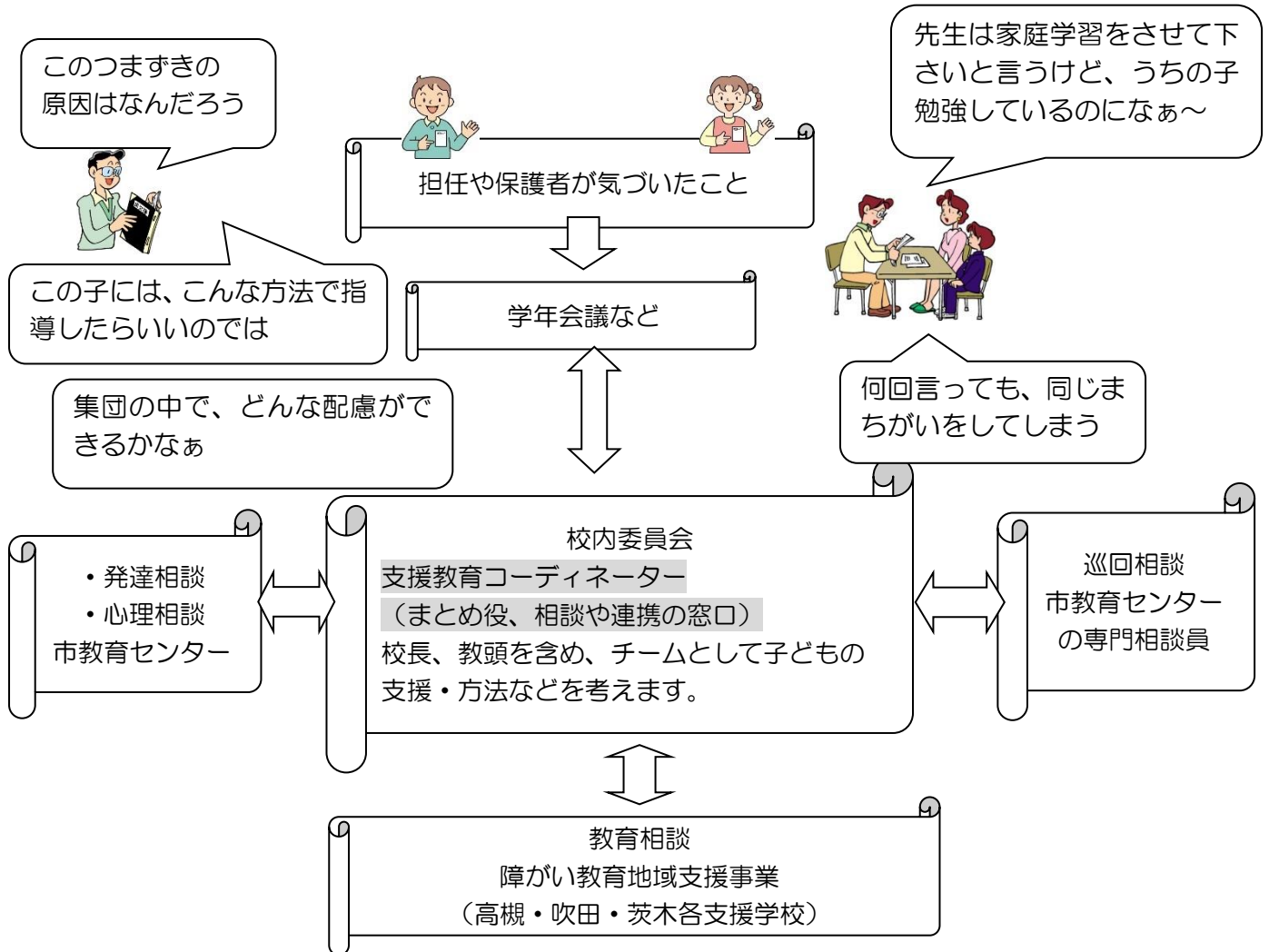
体育館

正門

本校での支援教育の取り組み

支援教育とは、支援学級に在籍している生徒や通常の学級に在籍し学習活動、コミュニケーションの取り方などで困難を感じている生徒に対して、それぞれの必要に応じた支援を行う教育です。2007年4月から全国の学校で実施されています。本校では、生徒の指導にあたる学級担任、教科担任だけでなく、支援教育コーディネーターを中心に学校の教職員全体がチームとして一人ひとりの支援方法などを考えています。

また、特別支援教育士の資格を持つ市教育センターの専門相談員が学校を巡回し、よりよい支援に向けたアドバイスを教職員に対して行っています。学習活動、コミュニケーションの取り方などで、悩んでいることがあれば、担任の先生や学年の先生に相談してください。



Q：子どものつまずきなどに気づいたら、どうすればいいのでしょうか。

A：まず、担任や学年の先生にご相談ください。

支援教育コーディネーターに相談していただいても結構です。

Q：どのような支援が受けられるのでしょうか。

A：学校と保護者が一緒に、生徒の力を伸ばす手立てを考え、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成します。教職員が生徒一人ひとりの特性や伸ばしたい力、指導目標や指導方法などを共通理解して、個に応じた指導・支援を実施します。必要に応じて、関係機関と連携します。

具体的な支援

1、支援学級

太田中学校の支援学級「すぎのこ」では、障がいのある生徒や、通常学級での学習やコミュニケーションに困難を感じている生徒に、支援をおこなっています。

支援学級に入るためには、在籍する学校を通じて教育委員会への申請が必要です。

- 学校生活の基盤は通常学級におき、ともに学び、ともに育つことを大切にしながら、仲間とのつながりをもてるように支援します。
- 特別な教育課程（時間割）を設定します。
抽出授業で基礎基本の学力をつけるための学習や、困難さを改善するための自立活動をおこないます。
通常学級の授業では、生徒の状況により入り込み（支援）をすることもあります。
- 年度初めに各教科の学習状況について、本人・保護者・学校で話し合い、授業の受け方を決めます。

2、通級指導教室

学習面での困りはないが、学校生活での困りがある生徒に、個別の支援をおこないます。

- （ 読み、書き、計算などの一部に苦手がある。
ことばを字義通りにとらえるので、たとえ話がわからない。
他者の気持ちがわからなくて友達とのトラブルが多い。 など ）

通級指導教室に入るためには、在籍する学校を通じて教育委員会への申請が必要です。

- 学校生活はすべて通常学級で過ごします。
- 月に一回程度、放課後に東中学校の通級指導教室に通い、各自の困りに合わせて個別指導を受けます。
- 通級指導教室で学んだことを太田中学校の生活で実践できるように、教員間で連携を取ります。

3、特別支援

学習面での困りはないが、学校生活での困りがある生徒に、授業担当者が声かけをするなどの個別の支援をおこないます。

- （ ノートやプリントに書き始める時に、声かけをしてもらっている。
整理整頓ができないので、先生に手伝ってもらっている。
友だちづきあいがうまくいくように、先生に橋渡しをしてもらっている。 など ）

中学校に直接申請してください。

- 学校生活はすべて通常学級で過ごします。
- 一斉授業の中で、授業担当者や担任ができる範囲の配慮（支援）をします。